

農林水産大臣

吉川貴盛様

# 平成30年北海道胆振東部地震 に関する要望

平成30年10月

北海道



本道では、9月6日、これまで経験したことのない、過去最大となる震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、震源地はもとより、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

道においては、国など関係機関等と緊密に連携し、住民の皆様やボランティアの方々の懸命なご尽力もいただきながら、市町村や民間団体をはじめ、全道一丸となって、復旧・復興に向けた取組を進めております。

一方、道内全域にわたり宿泊客のキャンセルが相次ぐなど、本道経済に極めて大きな影響が生じており、道としても復旧状況等について、正確な情報を道内外や海外に向けて発信するなど風評被害の払拭に取り組んでおります。

本道の基幹産業である農林水産業や地域のくらしと経済を支える中小企業など、社会経済活動が速やかに回復し、北海道の強みである食や観光が一日も早く本来の活気ある姿を取り戻すことができるよう、引き続き、できる限りの対策を講じてまいります。

つきましては、道民が安心して元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、いまだ避難を余儀なくされている方々への支援や、これから本格化する被災地の復旧に向けた対応をはじめ、道民生活及び産業被害などへの支援、災害復旧に係る必要な予算の確保など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

平成30年10月7日

北海道知事 高橋 はるみ

# 農林水産関係要望事項

## I 被災地の迅速な復旧に向けた支援

### ■ 災害復旧事業の早期着手

- (1) 河川や道路、港湾、漁港をはじめとする公共土木施設、水道施設、林地や農地・農業用施設、文教施設、文化財等の災害復旧について、災害査定などの手続の簡素化や査定期限の延長に配慮するとともに、速やかな事業採択を図ること。
- (2) 査定設計委託費等補助制度の採択要件の緩和や国費率の引上げなど、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について地方負担の軽減を図ること。

### ■ 災害対策関連事業等の推進

- (1) 道路、農地、林地などの被害は甚大かつ広範囲であることから、その復旧に当たっては、法令等に基づく復旧期間にかかわらず柔軟な対応を図ること。
- (2) 今回の地震により荒廃が拡大した山地について、災害対策関連事業の決定前に応急工事に着手できるよう、柔軟な対応を行うこと。
- (3) 農地等に堆積している大量の土砂や倒木、倒壊した家屋などの撤去に対する支援制度を創設すること。
- (4) 災害復旧事業の対象とならない小規模な農地の復旧や、地中に埋設されているパイプライン等の点検・診断等を含む被災箇所について、特別な支援措置を講じること。  
また、早期の被害状況調査が困難な箇所については、被害の報告時期に配慮すること。
- (5) 2次被害・森林病虫害の発生の防止のほか、倒木の有効活用の観点から、倒木の撤去・搬出に係る経費に対する支援制度を創設すること。
- (6) 市町村の林道施設の復旧について、国直轄制度や地方負担のない道施行による代行制度を創設すること。

## Ⅱ 全道の電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

### ■ 農林漁業者等への支援

- (1) 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を迅速に図るため、施設や家畜などの生産基盤の回復とともに、被災した事業者の経営安定に向け、損壊した機械設備、ビニールハウス等の導入や修繕・撤去、リースに要する経費、各種経営安定対策などについて、必要な措置を講じるとともに、負担軽減に配慮すること。
- (2) 被災した農林水産事業者が安心して経営を継続できるよう、災害関係制度資金の金利負担軽減、既往借入金の償還猶予や貸付限度額の引上げ、共済金の早期支払など、必要な措置を講じること。
- (3) 地震による停電や断水に伴う生乳や農林水産物の損失が発生したことを踏まえ、事業者の施設等における自家発電設備や給水ポンプ、貯水タンク、燃料タンクなどの導入に対する支援制度の創設や拡充を図ること。
- (4) 被災した畜産農家等に対し、停電による乳牛の乳房炎の多発などに対する家畜衛生対策、家畜の導入、不足する飼料などの確保等について、必要な措置を講じること。
- (5) 停電により、畜養魚や水産種苗のへい死、きのこの不良発生などで損害が発生した事業者に対する被害物の再生産経費への支援制度を創設すること。
- (6) 停電による冷蔵施設の停止に伴い、漁獲した水産物の廃棄や価格の低下があったことから、船上での鮮度保持機器の導入に対し支援するとともに、漁協等が荷受けした水産物を一時的に保管できる水産物鮮度保持施設、省燃油型トラックなどの整備に対し支援すること。
- (7) J Aなどの集出荷貯蔵施設等が被災により使用できなくなったことにより、他施設等を利用せざるを得なくなった場合の横持ち輸送などに要する経費に対する支援を講じること。

- (8) 被災地の木材加工工場が、遠隔地から木材を調達する際の運搬経費への支援制度を創設するとともに、国有林材の安定供給に配慮すること。
- (9) 災害による復旧工事などの期間中、作付面積の制限が想定される農業者への特別な措置を講じること。
- (10) 国直轄工事の実施に当たっては、倒木の処理などにおいて被災地域の林業事業者の活用に配慮すること。
- (11) 来年の営農再開に向け、地域の農地周りの復旧活動が円滑に進むよう多面的機能支払交付金の効果的な活用を推進すること。

#### ■ 中小企業等への支援

- (1) 地方卸売市場の施設等の復旧に向け、強い農業づくり交付金の災害時緊急対策を実施すること。

### Ⅲ 強靱な北海道づくりの推進

#### ■ 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化

- (1) 国土強靱化や災害に強い農山漁村づくりに向け、災害リスクの高いため池の改修・廃止、用水施設の耐震化、農地の排水対策など、農業農村整備を計画的に推進すること。
- (2) 激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、治山事業による防災・減災対策を計画的に推進すること。
- (3) 漁港は、海岸施設と一体となって高波などから背後集落を守る機能を有することから、防波堤などの漁港整備を計画的に推進すること。